

# 国立歴史民俗博物館所蔵『活套』紙背文書

荒 遠 岡 須  
木 藤 本 田  
和 珠 牧  
憲 紀 真 子

## はじめに

国立歴史民俗博物館所蔵『活套』は、五八丁（表紙共）からなる袋綴の小冊子である。法量は縦二四センチ・横一八センチ。田中穰氏旧蔵で、大徳寺一二世玉仲宗瑋の法語集『法用文集』と同箱に収められて伝来した。後補表紙には「所伝云、紫野大徳寺末詳子院旧蔵」とあり、大徳寺の塔頭に伝わったものとされる。かねて入元僧孤峰覚明や名石末松山に関する記述があることで知られ、記主は書中に明記されていないものの、大徳寺一〇九世督宗紹董と推定されている。<sup>1)</sup>近年、嘉靖一八年（天文八年、一五三九）付明皇帝宛足利義晴表文および明礼部宛足利義晴咨文が写されていることが紹介され、注目を集めた。<sup>2)</sup>

この表文・咨文はともに新出で、従来から知られている遣明船に加え、「天文二三年度船」ともよぶべき新たな遣明船が存在したことを裏付け、本船が細川氏方の影響下にあったこと・日本国王が派遣する正式な朝貢使節団としての体裁を整えていたことを明らかにするものである。日明関係史上、重要な文書であり、『活套』の史料的性格について

も関心が高まった。そこで二〇一九・二〇二〇年度国立歴史民俗博物館総合資料学奨励研究の一環として史料編纂所修理室で『活套』を解綴し、紙背の分析を試みた。本稿はこのうち紙背文書の翻刻を行なうものである。<sup>3)</sup>

## 一 構成

全五八丁のうち、一丁を除く五七丁の紙背に文字が見られる。なお第二二丁は、一紙を切断して間に別紙を挟み、一丁に仕立てたものである。表面を書き損じたので、書き損じた部分を切り取り、その大きさに合わせて別紙を切つて継ぎ充てたのである。この別紙部分にも紙背に文字がある。これを含めると、冊子に使用されている紙は五九紙、うち五八紙に紙背文書があることとなる。全て楮紙で、厚みは〇・〇七〇・一九mm、楮密度は〇・二〇・三g/cm<sup>2</sup>の間におさまり、丁による紙質の差はほとんどみられない。<sup>6)</sup>

文字の残る紙背は、五紙を除いてはすべて書状（書きかけを含む）である。一覧を左に掲げる（以下番号は、本表の番号を指す）。冊子に仕立てた際に、本紙の前後左右は裁ち落とされており、書状の端裏や奥に

文書一覧

番号	文書名	宛所
1	抜書	—
2	書状土代	×
3	宗寿書状	×
4	広橋兼秀書状	×
5	宗加書状	×
6	宗寿書状	董公
7	某(宗寿カ)書状	董公
8	宗周(内藤国貞)書状	董公禪師
9	宗周(内藤国貞)書状	董
10	宗加書状	×
11	某(宗寿カ)書状	董公
12	宗寿書状	董公
13	策洗書状	董公座元禪師
14	某書状	×
15	内藤国貞書状	董
16	某(み)書状	とうもしさま
17	内藤国貞書状	×
18	内藤国貞書状	×
19	某書状	×
20	某(宗寿カ)書状	董公
21	宗寿書状	董公
22①	宗寿書状(中欠)	董公
22②	某書状断簡	×
23	内藤国貞書状	董□
24	宗寿書状	董公
25	宗周(内藤国貞)書状	×
26	宗寿書状	董しゆそ
27	春屋宗永書状	とうさうす
28	書状土代	×
29	春屋宗永書状	とうしゆそ御りやう

番号	文書名	宛所
30	某(春屋宗永)書状	×
31	釣雪斎宗勝書状	董首座
32	宗寿書状	董公御りやう
33	某(御ち)書状	とうしゆその御かた
34	宗寿書状	董公
35	宗周(内藤国貞)書状	×
36	宗寿書状	董公
37	内藤国貞書状	×
38	某(か)書状	とうしゆそ
39	某書状	×
40	下笠光政書状	頭首座
41	□哲書状	董公
42	某(ち)書状	董公
43	某書状	×
44	督宗紹董書状	×
45	徹岫宗九入室問答土代	—
46	宗寿書状	董公
47	宗寿書状	董公
48	詩草	—
49	某書状	董公御りやうさま
50	某書状	董[ ]
51	某(御ち)書状	とうしゆそ
52	(白紙)	—
53	書状土代	×
54	玉叟宗璋書状(裏紙)	悦公座元禪師
55	習書	—
56	某書状	御うへさま
57	宗周(内藤国貞)書状	董公禪師
58	書付	—

記された宛所・差出は欠けているものが多い。また端裏の署判は、冊子として再利用した際に邪魔だったのか、抹消されている場合もある。

宛所が確認できる書状は三四通、その大半は、「董公」「董首座」「とうしゆそ」など、「董」「とう」宛である。一方、宛所不明の書状のなかには「紹董」と署名された書状(44)があり、その花押は『大徳寺塔頭文書』所収「天文二一年七月一七日付大徳寺興臨院納所禪師宛請状」の督宗紹董のものと概ね一致する。これを本人筆の書状が何らかの原因で未送達となって手元に残されたものと考えたと、「董」「とう」は督宗紹董を指し、『活套』紙背の多くは督宗宛の書状と位置づけうる。なお督宗宛でないことが明確なものとして、「意北軒宗璋」が「悦公座元禪師」に宛てた書状の裏紙がある(54)。「意北軒宗璋」は大徳寺一〇八世の玉叟宗璋、悦公座元は同一〇五世の怡雲宗悦に比定される。怡雲は督宗と同じ徹岫宗九の法嗣であり、ごく身近な人物に宛てられたものが紛れ込んだのであろう。

また45は前後欠の入室問答である。同文が『春林宗叔和尚等法語』『垂示』(以下『春』『垂』と略称)に収録されており、これが徹岫宗九を師家とする天文二一年(一五五二)鶏旦入室問答の一部であること、問答の記録を作成したのは督宗紹董であることが知られる。45と『春』『垂』収録分の異同は、45の「曰」が、『春』『垂』では「云」であるという微細な点のほか、以下の五点が確認できる。

① 一つめの問答「一僧不答…寔」が、『春』『垂』にはない。

② 三つめの問答のうち「礙人く僧云」の部分が、

『垂』にはない。③四つめの問答の「臨濟是非」は、『春』『垂』では「林済未是」である。④四つめの問答で「道得悟」を抹消し「好喝」としている箇所は、『春』『垂』ともに「好喝」であり、またその下の「好」(抹消モレと想定される)の字もない。⑤四つめの問答の問者は記されていないが、『春』『垂』は「正」と記名がある。④に見られるように45における修正箇所が修正後の状態で流布していること、①②⑤にみられるように情報の加除がなされていることなどから、45は督宗紹董が書いた入室問答の土代の一部と推定され、ここからも『活套』の紙背は督宗紹董の手元にあったものであることがうかがえる。督宗は手元の反故紙を集めて冊子に仕立て、雑記帳として利用したのであろう。

## 二 督宗紹董

督宗紹董は、その寂年から逆算すると永正一〇年(一五一一)の生まれ、山城の出身で俗姓は紀氏とされる。姉と弟がいたことが確認され、弟も瑚溪宗璉と名乗る大徳寺僧であったが、天文一九年(一五五〇)以降同二二年以前に早世した。<sup>10</sup>38は「か」なる人物から督宗に宛てた、この弟の死を悼んだ見舞状である。

督宗は、永正一六年(一五一九)七歳で小渓紹怱(一五三六寂)のもとに喝食として入り、大永五年(一五二五)一三歳で大徳寺に参禅、翌年には薙髪し具足戒を受けた。その後、小渓の命で、その法嗣徹岫宗九のもとに移り、徹岫より印可を授かった。<sup>11</sup>この間、天文一四年(一五四五)に大徳寺侍真、同二一年に同寺瑞峰院納所を務めていたことが確認される。<sup>12</sup>公家の山科言継とは正月には挨拶に出向き、折に触れて酒を酌み交わす関係にあったようで、天文一三年から同二二年にかけて断続的に『言継卿記』にあらわれ、もっぱら「紫野大徳寺之董首座」と呼ばれている。<sup>13</sup>督宗が首座になった時期は明確ではないが、『黄梅院文書』所

収「天文二二年六月一日付宗浄讓状」では「せうとうしゅそ」と呼ばれ、その讓状の内容を追認した「興臨院宗哲書状」でも「督宗座元禪師」と記されるので、天文二二年には首座の位にあったことが文書上からも確認される。<sup>14</sup>

永祿元年(一五五八)には京を離れて堺禅通寺に寓しており、同四年には同寺住持を務めていた法兄春林宗俣の元且入室に列座していることが確認される。<sup>15</sup>『活套』本文には、同三年から四年にかけて堺の諸処で閲覧した茶道具の觀察記が残り、また同二年に堺龍門寺の収盛なる者に「天命散」の処方をおわった旨も見える。永祿前半期にはもっぱら堺で活動していたのであろう。永祿七年二月、五二歳で大徳寺に出世、この時は居成であったが、同年六月、再住し入院の諸儀式を行なった。<sup>17</sup>同八年八月には堺陽春庵に住しており、ついで瑞峰院に転じたものの、同一年五月までに再び陽春庵に戻って、元龜元年(一五七〇)春まで同庵に住した。その後は在洛で、大徳寺興臨院・瑞峰院・大用庵等に歴住、<sup>18</sup>天正三年(一五七五)七月一日、六三歳で示寂した。法嗣に竹淵宗紋・太素宗諤がある。太素の法嗣伝叟紹印が、松岳紹長擯斥後に大徳寺金龍院開祖とされたことから、その法祖父として、位牌・頂相・語録・行実等は金龍院に伝来し、近代、金龍院の廃絶に伴い龍源院に移った。<sup>19</sup>『活套』後補表紙のいう「大徳寺子院」とは、あるいは金龍院のことかとも思われる。

## 三 内容

以下、紙背の内容を簡単に紹介する。まず書状ではない五紙のうち、45は先述のとおり、督宗執筆の入室問答の土代である。1は文中に「温造伝」とみえ、『旧唐書』もしくは『新唐書』の引用であることが示されている。もともと直接の引用なのか、別書に引用されて

いたものを書き抜いたのかはわからない。48には裁ち落とされて解説不能なものも含め、五言句が八句、書き連ねてある。管見の限り古典類に同一句は見出せず、あるいは督宗の作かとも考えられる。55はいろは歌の断章で、字の練習をしたものであろう。58は中央に「上々かないろ」とあるから、提子に付せられていた書付の類であったものであろうか。

残る五三紙は書状である。うち一紙は先述のように督宗の自筆書状であり(44)、三紙は書きかけである(2・28・53)。これも督宗の手になるものであろう。これらを含め書状は、概して即時性が高く、年代比定ができるような情報に乏しい。差出人の比定もしづらいものが多いが、著名なところではまず、広橋兼秀の自筆書状があることが注目される(4)。これは、明日の来訪がないのを残念に思う旨と自分の本卦占を依頼したい旨を記したもので、日付は「即刻」とあり、宛所はみえない。広橋家からの書状としてはもう一通、「むらさきののとうしゆその御かたへまいる」とする、「ひろはしとのより 御ち」のものがある(33)。

こちらは「とうしゆそ」とあって、督宗宛であることが明確である。「御てもしさま(父)」を意味する女房詞」は大坂へ下向中でお留守であり、「御るすの御かた」も用があるので明日の来訪はお控えいただきたいとある。この「御てもしさま」が兼秀を指すのか、その子国光を指すのかは不明だが、督宗は兼秀とも国光とも交流があった。すなわち両者に道号頌を授与しているほか、両者の没後にはそれぞれの子息に請われ肖像画賛を執筆している。一方、督宗が大徳寺に出世した折には、兼秀から奉加錢として五〇〇疋が贈られた。<sup>22</sup>4・33の書状は、こうした広橋家との交遊の断面をうかがわせるものである。

また丹波守護代内藤国貞(一五五三)の書状が一〇通見られることも注目される。「内備/国貞」(15・17・18・23)・「眠雲斎/国貞」(37)・「眠雲斎/宗周」(8・35)・「眠/宗周」(9・25)・「宗周」(57)

と署判がある。内備は内藤備前守の略。国貞は天文五年(一五三六)には「彈正忠」であることが確認されるので、「内備」とあるものは、それ以降のものであろう。「内備/国貞」と「眠雲斎国貞」は花押が概ね一致し(稿末「花押一覧」参照)、斎号が共通することから「宗周」も同一人物に比定される。<sup>24</sup>内容は物品の借用に関わることが多い。すなわち17には大刀・打刀は夜に返却予定、茶碗はただいま返却するとの旨が記され、18には明日使用したいので今晚大刀・打刀を借りたい旨が記されている。35にも大刀・打刀を借りたいとあり、37には屏風を借りたいとある。37には続けて、もし当院になれば興臨院にお願いして貸してほしいこと、また同院へも参上する旨を内々に伝えてほしいことなどが記されている。督宗の語録には、内藤国貞に宛てたものはみられず、一族の内藤貞治に与えた道号頌のみ確認されるが、これらの書状からは国貞とのかかわりを垣間見ることができるといえる。<sup>25</sup>

書状のなかで一番多いのは、宗寿なる人物から送られたものである。差出に名が残る確実なものが二一通(3・6・12・21・22①・24・26・32・34・36・46・47)、残画からおそらく宗寿であろうと推定されるものが三通(7・11・20)、計一五通に上る。26に「宗寿」とあるほかは、全て「寿」とのみ署名されるが、筆跡からして同一人物である。内容は、板や漆の調達に関わるもの(3・6・11・21)、薬を貰ったことへの礼(21)や薬を求めるもの(21・46)、来訪なきを憾むもの(7)、来訪を謝し、取り急ぎ酒肴を送るとするもの(34)、織物の入手依頼(32)、屏風の借用依頼(36)、唐櫃を預けたい旨(12)など多岐にわたる。この宗寿については、内藤国貞の書状のなかに、「宗寿も大略明後日可罷上候」(9)・「宗寿、文まいらせ候」(17)と、その名が見られることが注目される。宗寿の書状にも、「たんはへの物、ましかねまいらせ候て」(26)・「たんはより、のほりまいらせ候よし候」(46)などと、

具体的な内容は不明ながら、丹波との関係を有することをうかがわせる文言が見えることを併せ考えれば、宗寿は丹波守護代内藤国貞のもとにあつて、国貞と大徳寺を繋ぐような動きをしている人物と推定される。

27は借金の督促状である。「二百六十二まへ」を担保とした借金が返済されたことを謝し、併せて「ねのとしのおりすち」について、利子をきちんと計算した上で返済することを求めるものである。督宗が土地および絹織物を担保に金を借りていたことがわかる。宛所は「とうさうす」とあり、督宗がまだ蔵主であつた頃のもの知られる。督宗が首座となつた時期を、先述の『言継卿記』に従い天文一三年（一五四四）以前とすれば、本書状も天文一三年以前のもつたことになる。

差出の「宗うんあん宗永」は春屋宗永、尼僧である。大徳寺大慈院には土佐光茂筆とする尼僧の肖像画が伝わるが、この画賛の冒頭に「宗運庵頭春屋宗永苾芻尼慈容」と見え、<sup>(26)</sup>この人物に比定される。賛によれば、宗永は実伝宗真から教えを受け、悦溪宗悉から号を授かつたといひ、実際に悦溪の語録には永正一八年（一五二一）に宗永に「春屋」号を授けた偈頌が収められている。<sup>(27)</sup>実伝は悦溪の法祖父、悦溪は小溪の師である。賛を執筆したのは春林宗俶で、彼は督宗の法兄、悦溪の法曾孫にあたる。さらに肖像画を制作し賛を春林に依頼したのは、賛によると春屋の孫の「宗祐蔵主」であつたが、この宗祐は道号を天仙といひ、のちに大徳寺瑞峰院内に碧庵を開き庵主となつた人物である。<sup>(28)</sup>督宗のこの借金は、このような同門中の人脈のなかでのものであつた。

春屋からの書状はこのほかに二通見られる（29・30）。ともに散らし書きの仮名文書で、29は冒頭行が二、三文字分、低く始まっているから、前紙欠と考えられる。一方、30は後紙欠で差出を欠くものの、27・29と同じ手であり、春屋からの書状と知られる。あるいは29は、この30に接続するものかとも考えられるが、確定しうる根拠はないので、ひと

まず別の書状として扱つた。

5・10は宗加という人物からの書状である。5は酒・米の受注について、10は酒の納品について述べており、酒屋なのであろう。10には、酒を三〇疋分届ける、先日届けた分の四〇疋分と併せて、七〇〇文が今日までの届け分である、酒は二種類で届ける、「御日記」にもつけておいてくださいなどとあり、酒が掛売されていることが知られる。また43は、宛所・差出を欠くが、注文をうけて米二石を用意したことを伝えるもので、これも差出は大徳寺出入りの商人であらう。代金は一石につき一貫四〇〇文、御寺の枡で計量した、高価だと思つようであれば取り止めの旨連絡されたい、悪銭は受け取れないので良銭で支払われたいと述べており、当時の物価や撰銭の様子をうかがわせるものとなつてゐる。

以上、点数が多く、すべてについて逐一触れることはできないが、文書としては残りにくい日常生活に関わる話題が豊富で、生活文化史上、貴重な情報が見られるのは、本紙背文書の特徴である。早くは蔵主時代の督宗宛書状が含まれること、また明確なところでは督宗執筆の天文二一年元旦の入室問答の草案や、同二二年に没した内藤国貞の書状が見られることなどを勘案すると、その年代は天文年間中頃から末期を中心とすると推定される。<sup>(29)</sup>

#### 注

- (1) 今泉淑夫『東語西話』（吉川弘文館、一九九四年）二三五頁、佐藤秀孝「孤峰覚明の伝記史料」（『駒澤大学禅研究所年報』二〇、二〇〇八年）一七頁。
- (2) 岡本真「『堺渡唐船』考」（『戦国期日本の対明関係』吉川弘文館、二〇二二年。初出二〇一五年）。
- (3) 二〇一九年度「田中穰氏旧蔵典籍『活套』の紙質と紙背文書に関する研究」（荒木和憲・須田牧子・岡本真・高島晶彦・山口悟史・二〇二〇

年度「田中穰氏旧蔵典籍『活套』の総合的研究」(荒木和憲・須田牧子・遠藤珠紀・岡本真・高島晶彦・山口悟史)。

- (4) 高島晶彦氏・山口悟史氏による。解綴後は虫損の穴埋め等の修理を行ない、元の通り冊子体に綴じ直した。

- (5) 表面についてはいずれ別稿を期すことにしたい。

- (6) 高島晶彦氏・山口悟史氏の分析による。

- (7) 稿末「花押一覧」、および『大日本史料』第十編之三十一、三四九頁参照。

- (8) 「大満国師鶏旦」(春林宗俣和尚等法語、東京大学史料編纂所蔵)、「鶏旦入室大満国師」(垂示、「大徳寺禪語録集成」三所収)。

- (9) 『督宗和尚行実』(大徳寺龍源院所蔵)。以下督宗の事績については『大日本史料』第十編之三十一(以下「大」と略称)、二六三〜三五〇頁の督宗叙伝、および『東京大学史料編纂所所報』五九号所載「『大日本史料』第十編之三十一」出版報告を参照。なお督宗の法孫にあたる伝叟紹印が、その師太素宗謁(督宗の法嗣)から聞いた話を書き留めた『閑言語』(大徳寺龍源院所蔵)に、「師、姓ハ紀氏也、先祖ハ下野国富田ト云処、蛭川名字也、ヒラウヂ、讚岐ノ安居ニ住ス、父、牢人シテ城州吉祥寺ニ至テ、石原家ノ女子ニ嫁シテ生メル子也」とあって、督宗は山城国西岡の国人石原氏の出身であったことが判明する。同書には続けて、八、九歳で嵯峨地藏院に入って喝食となり、十三歳で小溪紹愆の会裏に至ったとあるが、これは行実の語るところとは齟齬している。

- (10) 『大』二七七〜二八一頁。

- (11) 『大』二六五〜二八八頁。

- (12) 『大』二八二〜二八三頁。

- (13) 『大』三二〇〜三二二頁。初登場の同一三年(一五四四)正月一〇日条から「紫野大徳寺之董首座」とみえている。

- (14) 『大』二七八〜二七九頁。

- (15) 『大』二八四〜二八五頁。

- (16) 『大』三三九〜三四三頁。

- (17) 『大』二八五〜三〇二頁。

- (18) 『大』三〇二〜三〇六頁。

- (19) 「中国基本古籍庫」データベースの検索による。

- (20) 「楽浦」(『督宗和尚語録』上、「大」三一二頁)、「安心」(同、「大」三一七頁)。

- (21) 「楽浦寂公大禪定門尊像」(『督宗和尚語録』上、「大」三一四〜三一六頁)、「広橋国光画像賛」(東京大学史料編纂所蔵模写、「大」三三八頁)。

- (22) 「永祿七年」二月二七日付瑞峰院宗広書状(『大』三二三頁)。

- (23) 「天文五年三月一日付内藤国貞書下」(『雨森善四郎氏所蔵文書』、東京大学史料編纂所架蔵影写本)。

- (24) 馬部隆弘氏は署判の変遷から、国貞は享祿四年(一五三一)六月の細川高国自刃を契機に入道して宗周となり、翌天文元年末までには還俗して再び国貞を称すると整理されている(同「丹波片山家文書と守護代内藤国貞」(大阪大谷大学歴史文化研究)一九、二〇一九年)。

- (25) 「雲岫内藤河内守」(『督宗和尚語録』上、「大」三三七〜三二八頁)。

- (26) 「伝土佐光茂筆絹本著色春屋宗永像」(京都市文化財ブックス第三四集『京の礎2』二〇二〇年)。

- (27) 「春屋」(『仏照大鏡禪師悦溪和尚語録』、「大徳寺禪語録集成」三所収)。なお同語録には「天外長錯公肖像」と題する作品も採録される。

- 天外長錯は細川家臣四宮長能(一五〇四)。賛によると「其嫡女宗運庵頭某」の請により起草したものといひ、この嫡女を春屋宗永に比定する説がある(前掲注26書)。天外については月舟寿桂の『幻雲集』(続群書類従所収)に肖像画賛が残り、当該賛文のある肖像画も確認される(四宮長能画像、東京大学史料編纂所蔵台紙付写真)。月舟に賛文を依頼したのは「家児文裔蔵主」で、こちらは相国寺僧とみられるが(乾克己「室町時代における宴曲の流伝」『国学院雑誌』五、一九七四年)、月舟の賛文によれば天外自身は大徳寺にも参禅していたようである。

- (28) 「追悼天仙祐公首座」(『綱宗禪師語録』、「大徳寺禪語録集成」四所収)、「碧庵開基天仙祐禪師五十年忌」(『雪庵和尚語録』、「大徳寺禪語録集成」五所収)、なお綿田稔「崇福寺蔵「二十八祖像」をめぐって」(『美術研究』二八六、二〇一七年)を参照。また『綱宗禪師語録』諸宗

法語の注記に、「祐公なる者は、師の、号を受くるの師」とあり、宗祐は藍溪宗瑛に道号を授けたことが知られる。藍溪は大徳寺一五二世、大徳寺一二九世天叔宗眼の法嗣。天叔は怡雲の法嗣である。あるいは宗祐も怡雲の弟子であったのかもしれない。なお宗祐は永禄二年（一五六九）に大徳寺侍真、天正二年（一五八五）・同一四年に大徳寺如意庵納所を務めている（『大日本古文書』大徳寺文書二四八一・二五〇六・二五二〇・二五三五・二五三六・二六二〇号）。自賛の肖像画があり、これによれば慶長一〇年（一六〇五）に八〇余歳というから「天仙宗祐画像」東京大学史料編纂所蔵台紙付写真、春屋の肖像画賛が書かれた天文一五年（一五四六）には二〇歳すぎということになる。

(29) なお『活套』表面には宗峰妙超・東海宗朝・古岳宗亘といった同門の先達の法語の抜書も多く見られるが、督宗自作と確認できる一番早い年次のもは弘治二年（一五五六）八月に瑞峰和尚に和韻した句である。また永禄二〜四年の堺での見聞記なども多く書き留められている。ここから下限は弘治年間頃と推定される。

〔付記〕 本稿は二〇一九・二〇二〇年度国立歴史民俗博物館総合資料学奨励研究、JSSPS科研究費23K21971の研究成果の一部である。翻刻と写真の掲載を、許可下さった国立歴史民俗博物館にあつく御礼申し上げる。

【翻刻】

〔凡例〕

- ・文書名は私につけた。
- ・文字は概ね現時通用の字体に改め、改行は原則として追込みとした。
- ・本文以外の部分は「」で括り、適宜（ ）にて傍注を付した。
- ・本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・欠損・かすれの箇所はおよその字数を計って□または□□で示した。判読不能の文字は☒で示した。
- ・校訂により改められるべき文字は（ ）、人名や仮名文字に対する漢字など、参考のためのものは（ ）に入れ、傍に記した。

1 抜書

祐日、五夜踰（李）葵州城、会吳元濟、未嘗心動、今日膽落温御史矣、温造（五）伝（蔡）  
分疎 摩訶——

2 書状土代

一昨日者以參扣申候之処、御懇情難謝候、仍令面候、榮

3 宗寿書状

いたの事、御うれしく思ひまいらせ候、うるし（漆）の事、三わた申入候ほと（板）  
に、あす（明日）のほりまいらせ候へく候、返々、井上御（寺）てらに、いまた候かと  
や□いつくへも行□□御出候へし、かしく、

〔捺封ウハ書  
（墨引）

御返事 申給へ

〔宗寿  
「寿」

4 広橋兼秀書状

〔端裏捺封ウハ書〕  
〔墨引〕

玉札恐悦候、明日不可有光臨之由、無念候、次小生本卦事、不急儀候、雖何時候、御隙時分可頼存候、尚期後面令省略候、恐々敬白、

即刻

兼秀〔広藤〕

5 宗加書状  
〔端裏捺封ウハ書〕

より

〔墨引〕

尚々、御懇之段、難申尽令存候、何も以面可申述候、急候間、多は不申入候也、

預御状候、則拜見仕候、仍而明日酒五十疋之分、式色に上申候へ之由承候、心得申候、御懇之儀、祝着無申計候、就中、米之代事承候、未買不申候間、四五日中、御待可有候、但御帳に被付させ度候者、明日便宜可承候、ちと代たかく候共、調可進之候、尚御使可被申候、将又先度之酒之事もたつね不申候、定而御申之分たるへく候と存候、恐惶敬白、

二月十五日

宗加拜

6 宗寿書状

このいた、こしのはうにて候、そなたのをかひたと、おほせうけられ候て、このすみのふんをひかせられ候て給候は、御うれしく思ひまいらせ候へく候、を、てまいらせ候へく候、は申つけ、つかはしまいらせ候へく候、御むもしなく、たのみまいらせ候、上さまへ御申上候て、やかて、おほせつけられて給候へく候、かへす

〔捺封ウハ書〕  
〔墨引〕

董公

申給へ

寿

7 某(宗寿カ)書状

このほとは御うとくしさにて候、なとや、ちとまいり御出候はんすらん×××さ、ちんひ御申候て給候は、御うれしく御出候へく候、かしく、

〔捺封ウハ書〕  
〔墨引〕

董公

申給へ

〔寿カ〕  
〔墨引〕

8 宗周(内藤国貞)書状

〔端裏捺封ウハ書〕

眠雲齋

〔墨引〕 董公禪師

〔宗周〕

一昨日以後、不申通候、仍此くそく、しち物におき申度候由、かやうに申上候、可然様に頼入存候、尚此者可申入候、恐々謹言、

三月一日

宗周(花押)

9 宗周(内藤国貞)書状

今朝者和尚様預御尋候、忝存候、可然様に可預御取成候、仍硯箱持参候、早々ぬらせられ候て可給候、宗寿も大略明後日可罷上候、宿はほうきやう〔宝鏡〕寺殿の内にて御さあるへく候、かしく、

〔捺封ウハ書〕

より

眠

〔墨引〕

董

まいる足下

〔宗周〕

10 宗加書状

〔端裏ウハ書〕

より

尚々、酒とり罷下候、祝着無申計候、能々御日記つけさせられ候也、

預御札候、則拜見仕候、仍酒参十疋分上申候、先日兩度に四十疋分、已上七百文、今日まで之分にて候、御懇之儀共、過分難申尽令存候、はや  
〔端〕内儀之におこりも能々御座候、可被御心安候、酒も二色仕候て上申、  
何も上々進之候、万以面御礼等可申述候、恐惶敬白、

無神月五日

宗加〔花押〕

11 某〔宗寿カ〕書状

〔板〕いたをかひきと、おほせつけられて給候へく候、そなたの御るすにて候は、いつくのにも、おほせつけて給候へく候、これはかりに御かひ候はんよりも  
〔貫〕つかはされまいらせ候、まへひき  
〔不案内〕物にて候よし申候、おとこ申物に参て候、ふあんないに候ま、たのみまいらせ候、和尚さまへ御申候て成とも、人をつかはされまいらせ候、たのみま  
〔漆〕いらせ候、うるしの事、あす申下まいらせ候、かしく、

〔墨引〕董公

申給へ

〔寿カ〕

12 宗寿書状

このからひつ、あつけまいらせ候、かた〔唐〕には、物を入まいらせ候、  
〔空唐〕かたは、あきからうとにて候、又ひこ五よりの物、このほとは候は  
〔内藤水貞カ〕んに、みな  
〔預〕しまいらせ候、春と、のへて  
〔内藤水貞カ〕まいらせ候へく候、御心へ候て御申上まいらせ候、かしく、

〔墨引〕董公

申給へ

〔寿〕

13 策泚書状

〔端裏捻封ウハ書〕

より相国寺

拜呈 董公座元禪師

泚子

侍司下

昨日之花瓶、此者に可給候、為其令啓候、御取合畏存候、恐惶不縷、

居諸

策泚〔花押〕

14 某書状

〔端裏ウハ書〕

〔中〕

尚々、昨日者御懇段畏入候、申候間儀、以御ち、別内談、御異見も候へかしと存計候、尚期面拜時候、

昨日者致祇候、御懇之段、忝存候、和尚様へ御意得候て、御申頼被下候、殊更昨日者被懸御意候、種々御懇切段、難紙上尽候、随而内々申候、彼縁辺事、さても、為何方可然儀と存計候、彼母儀、同心にて候へは、無造作事候、いまた縁も不相定候之間、今度のえん候は、  
〔縁〕以内談御立聞も候へかしとて、可被下之儀候、行末如何可成候、又は不存事候、為其我等申とは候はて、様躰聞召て可然存候、是は御公事にも立不入候事候、於御同心者、尚以面拜可申候、恐々謹言、

極月二日

〔花押〕

15 内藤国貞書状

〔端裏捻封ウハ書〕

〔内藤備前守〕

董

〔国貞〕

〔字津〕宇つへ飛脚被差下候や、昨日可申候処、失念仕候、今日重而乍御造作、

人を被差下候、知行之一書共もたせて、仁躰一人、以隱密、当寺迄被召上候義、可然存候、我等事、火急之用所御座候間、一兩日中、可罷下心中候間、如此申候、此旨両和尚様へ可預御披露候、恐々謹言、

三月二日

内藤 国貞 (花押)

16 某 (み) 書状

このほとは御うとくしく、た、御いり候、なにとて御いてもなく候や、御なさけなくおもひまいらせ候、御ひまも候は、た、いまのほど、まちいりまいらせ候、かならず御いてまいらせ候へく候、このほとは、御なもしにおもひまいらせ候、た御いてまいらせ候物を申候、御いり候ま、さてく御ふみまいらせ候、かならずくまち申候ま、御いてまいらせ候、御いてなく候は、なかをたかいまいらせ候へく候、かしく、

結封ウハ書 (墨引)

董 (董) とうもしさま

申給へ

み

17 内藤 国貞書状

端裏ウハ書 (内藤備前守国貞)

尚々、此由可預御取合候、又ちやわん返進申候、又宗寿文まいらせ候、御返事早々可給候、

昨日者 和尚様光儀、忝存候、仍今朝御時に可致祇候之由、蒙仰候、尤雖可参候、彦五只今芥河へ罷下候間、不作申条、不可参候、我等者今日逗留仕候、次大刀・打刀、晚景必々返進可申候、恐々謹言、

二月三日

内藤 国貞 (花押)

18 内藤 国貞書状

端裏捻封ウハ書 (墨引)

頼存候へく、

内藤 国貞

先日申候、半太刀・打刀・刀、明日之用候、晚景必々借給候者、可喜入候、為其一筆申入候、恐々謹言、

二月廿八日

内藤 国貞 (花押)

19 某書状

端裏ウハ書 (墨引)

返々、若れうし之儀候共、是処、御なんにはなるましく候間、何様にも御分別なされ、御やうしやう候て被下候者、別而畏可入候、御ひま被入候者、尚々被懸御意、御やうしやう奉頼候、

さい木

只今者被懸御意申承候、本望之至候、仍御くすり御しんさく之儀候へ共、別而可得御扶持覚語候間、何様にも被成御分別、御やうしやう候て被下候者、畏可存候、爰元衆、各々くすりは又少もけんなく候間、若其同前之儀候共、御れうしたるましく候、為其懇令申候、恐々謹言、

正月十一日

高 (花押)

20 某 (宗寿カ) 書状

このほとは御うとくしく思ひまいらせ候、一日大くら卿殿、かたしやの文つかはされ候や、いまたつかはされ候はぬや、ちといそきのようにてひんき候はずは御申上候て成とも、人つかはされ給候は、御うれしく思ひまいらせ候、みつゝいまたのほせまいらせ候はず候ま、わさく人を下まいらせ候よし、つゝ候は、御申上候へく

候、かしく、  
〔拾封ウハ書〕 董公

申給へ

〔寿カ〕

21 宗寿書状

昨日くすり御丸して給候、御うれしさにてこそ候へ、まつくいたひか  
せられ候てたまはり候も、かへすく御うれしき申〔 〕かたく思  
ひまいらせ候〔 〕つけまいらせ候へく候、まこ四郎のほりまいらせ  
候や、よへ、人上候はんかと思ひまいらせて候へは、上候はず候、けふ  
はのほりまいらせ候はんと思ひまいらせ候、御出られ候て申候へく候  
〔拾封ウハ書〕 御申て給候へく候、てをきり候につけまいらせたく候、  
〔墨引〕 董公

申給へ

〔寿〕

22 ① (第一・第三紙片) 宗寿書状

〔 〕た、いま御出〔 〕にて〔 〕まいらせ候て給候へく  
候、返々御つゐて候は、御出〔 〕まいらせ候、又ちやうちん御  
次に〔 〕ち〔 〕御申候はん、仍かやうに候、かしく、  
〔拾封ウハ書〕 董公

申給へ

〔寿〕

22 ② (第二紙片) 某書状断簡

寸隙無念存候、明日者早々に御下向之由候、  
〔縮重〕 督宗座元以書状申度候へ共、少取乱儀候間、自是可申上候、恐々頓首、

23 内藤国貞書状

〔端裏拾封ウハ書〕 董公

〔 〕

〔内藤備前守国貞〕

彼一儀に鳥かい所へ為御礼、被遣御使僧可然候歟、誰にても、只今之程  
に是へ可被越申候、然は我々同道可仕候、若和尚様于今御留守候共、誰  
にても一人、可被成御出候、恐々謹言、

三月九日

〔内藤〕 国貞 (花押)

24 宗寿書状

けさ人をまいらせ候つる、御出候はんするかと、まちまいらせ候へと  
も、御出候はず候、又御むもしの事にて御入〔 〕て、御やもしへ御たるを  
まいらせ候か、同まち候て御入候ほとに、〔 〕御さ候つるを、  
〔心得〕 こ、ろへまいらせたく候へとも、みなくふへんなる物ともにて御入候  
ま、ほんけうなど、しきろう御入候は、そなたにて〔 〕給候  
は、御うれしく思ひまいらせ候へく候、たのみ入候へく候、  
〔拾封ウハ書〕 董公

申給へ

〔寿〕

25 宗周 (内藤国貞) 書状

〔端裏拾封ウハ書〕

より

眠

〔 〕

〔宗周〕

彼一儀、御返答申上候之砌、蒙仰、致参上候、御馬者、被懸御意候か、  
何篇御返事候て、別可蒙仰候由、可預御披露候、恐々謹言、

三月十一日

宗周 (花押)

26 宗寿書状

(丹波) たんはへの物、まちかねまいらせ候て、下まいらせ候、あす又くたりま  
いらせ候物御入候、けふはみちにてなるとは御下 [ ] ほとに、あす  
よく御入候 [ ] 思ひまいらせ候、このよし御ひろう候へく候、ま  
つ [ ] 御かいき、いか、御入候やらん、御心もとなく思ひまいらせ候、  
よく [ ] 御やうしやう、御さたあらせ候へく候 [ ] あなかしく、  
[ (墨引) ] 董しゆそ

申給へ 宗永 [ ]

27 春屋宗永書状

一日は御返事ながら、文御うれしく候、(質) しちどもの事、御むつかしな  
から、申候はてかなはぬ御ようともにて候、返々御むつかしなから、色々  
たのみ [ ] 入まいらせ候、二百六十二まへのしち御あし、返し申候、御  
うれしく候、又ねのとしの [ ] おりすち、久しくなり候へ共、よく [ ] 御  
さんよう候て給候へく候 [ ] りふんは三百四十かと思まいらせ候て  
[ ] まいらせ候、この物にあす御くたし候て給候は、御うれしく  
候、

[ (切封ウハ書) ]  
[ (墨引) ]

(董藏主)  
とうさうすへ

宗うんあん

申給へ 宗永 [ ]

28 書状土代

昨日為御使与五郎殿御来臨、恐入存候、抑彼田地之儀、任御異見、苟候  
様、百性二候先度手続証文、如懸御目候、此方理運無紛儀候之条、  
叔和尚被仰越候筋目を以テ、齋越無分儀被相果候様、奉頼候、昨日十川  
ヲ以テ被仰下之也、先以祝着此事候、弥可然様

29 春屋宗永書状

(前紙欠カ) 文給候、御れう事候はす候、もんたいなく思まいらせ候よ  
し、よく [ ] 御申入候て給候へく候、いまは、はしもとのすしに候へ  
は、文にても申入す候ならひ、いつも [ ] 御ゆかしく、申入きた候て給  
候へく候、  
[ (墨引) ] 董しゆそ

(董)  
とうしゆそ御りやうへ  
宗うんあん

申給へ 宗永 [ ]

30 某(春屋宗永)書状

あらたまりぬる御よろこひ、いつも御寺、御はんしやう御ふん、旁御  
ゆわぬならず候、いよ [ ] 御心にかゝる事候、よき春を御むかへ候へ  
は、一たんしゆせうにおもひまいらせ候、まつ [ ] ちやうらうさまへの  
文まいらせ候、御ひろう候て給候へく候 (後紙欠) [ ] 御あふきまい  
らせ候、

31 釣雪斎宗勝書状(折紙)

一昨日者、祇候申候之処に、種々御懇之儀、于今不始候へ共、忝次第、  
難申尽候、此等旨、可預御取合候、次ふりこめられて戸出不仕候、雨笠  
そと借被下候者、可畏入候、何笠にても不苦候、まに相候、やかて [ ]  
晚景返進可申候、又御出京候者、委預御尋候、ちさう院のつしにて細見  
と申所に候間、御次候者御立寄、可畏入候、猶此者可申候、恐々謹言、

釣雪斎

二月廿一日 宗勝(花押)

董首座

侍者御中

32 宗寿書状

御むもしの申事にて候へとも、このおり物、とり御かへ候て給候は、御うれしく思ひまいらせ候へく候、たのみく入まいらせ候とまいらせ候百疋まいらせ候て、この月の御さた候へく候、やかて末にとりまいらせ候へく候、返々御むもしなから、たのみまいらせ候、猶御參候へは御申候へく候、かしく、

九月三日

〔檢封ウハ書〕 董公御りやう

申給へ 寿

33 某(御ち)書状

返々なに事□□に申候、そとおほしめし□□申事にて候このほとは、しけくと、御ときとめまいらせ候て、御こゝろもとなく思ひまいらせ候、御てもしさま、ひとひよりおさかへ御くたり候て、御るすにて御いり候、御るすの御かたも、ちとふさかりまいらせ候まゝ、さて申され候、あす十六日は御いて候ましく候、このしさい、かさねて御物かたり申まいらせ候へく候、

〔切封ウハ書〕

〔紫野〕(董首座) ひろはしとのより  
むらさきのにてとうしゆその

(墨引) 御かたへまいる 御ち

34 宗寿書状

たゝいまは御出、御うれしく思ひまいらせ候、一ちうまいらせ候、又ふくろのうちは、御たるの御さかなにて候、れうしにはふくろ御あけた

まはりて□□まゝ、まつしん上申候□□あとよりまいら申候へく候、たゝいま人夫も□はす候、やかてまいらせ候へく候、まつさかな、と□ひろう候へく候、あなかしく、

〔檢封ウハ書〕 董公

申給へ 寿

35 宗周(内藤国貞)書状

尚々、頼入存候、

〔三好元長〕

今日之御慶、珍重候、仍三筑明日上洛仕候間、明日四時より東寺へ罷下候、昨日如申、先日之中半大刀并小打刀、明日一日、御かり候て被下候者、可為祝着候、依御返事、明朝、人を可進之候、頼入存候、恐々謹言、  
二月一日 宗周(花押)

〔端裏檢封ウハ書〕 (墨引)

□□

眠雲齋

〔宗周〕 □□

36 宗寿書状

たゝいま松千代まいら候つる、いつその御ひやうふ、ちと御申て、御かし候へく候、御ひま候ほとに、かならずまちまいらせ候、かしく、

〔檢封ウハ書〕 董公

申給へ 寿

37 内藤国貞書状

尚々、こうりんへも□啓上候節、御沙汰候、

夜前、千本迄罷上候、

一、借物共之御事、別而頼存候、明朝、忿に可進之候、大かたに被思召

〔端裏ウハ書〕

眠雲齋

候ては、御うたてしくおほえ候、

一、御ひやうふ(屏風)、かた／＼かり申度候、此由御申候て被下候へく候、もし当院に御さ候はすは、こうりんにて御申候て、此者にかし被下候者、可畏入候、

一、こうりんへも罷上之由、内々御申候て可給候、我々はしのひて罷上分にて候、恐々謹言、

正月廿六日

内藤 国貞 (花押)

38 某(か)書状

れんしゆその御事、文にて申たく候つれとも、御つみて、なにかとちたよられ候て、おそなわり候て、御のほり思ひまいらせ候、御事かけ(欠)、にわかなる御事にて、一たんと御いもしさ、さ候て、ちから(力)おとしなとし候て、この□□□□や、ほもしのときに、宮つか□□□□な候やらん、のこりおしきやうに候つる事、おもひいたして、なみたにて候、御(里)さとにいもし候、御わひ候やと、御心いたさ申つくしかね候て、つゐてには、御しゆしやうおしはかりまいらせ候、よく申候へく候、さては、みたてなく候へとも、おりふし(折節)みえ候ま、おと□□□□□□□□まいらせ候て、御心なく(慰)さまれたく思ひまいらせ候へく候、

董首座 (董首座) とうしゆそ まいらせ候へく候 か

39 某書状

端裏持封ウハ書 (墨引)

尚々、せうあんへも御言伝申候、此程に罷上可申候、此方へ着候は、可預御音信候也、

其後久令不音候、先日者参、種々思出仕候、殊に同道人まで御懇之儀、

忝候、其異後、為御礼可令申候処に、旁々取乱候間、失本意候、就中、世多物候へ共、書院に御から物之由候条、わざとさせ進入候、自然にても御用時候は、可被仰候、猶期参上之時候、恐惶謹言、

十一月十三日

花押

40 下笠光政書状

尚々、先度者参、事外酒酔仕候、和尚様え被成御心得候て御申、頼存候、

先日者参候処、御懇之段、畏入存候、仍梅(漬)つけの桶、和尚様え進入申候、御心得候て、御取成頼存候、将亦てん(天啓宗敷)けい和尚様へも御約束申候、則只今進之候、御届頼存候、仍近日以参御礼可申入候、御出京候者、可預御尋候、尚使可被申候間、閣筆候、恐々謹言、

三月十九日

光政 (花押)

董首座侍者御中

41 哲書状

尊隙有間敷候へとも、撰丹之様躰、在所之名など、具一(書)かきにせられ候而給候は、恐悦可存候、奉頼候、只今田舎へ申遣候間申入候、かしく、

董公

より

董公

まいる机下

哲

42 某(ち)書状

御なりをまぢまいらせ候、のこりうりをまいらせ候、御はし候へく候、かしく、

〔檢封ウハ書〕 董公

申給へ

ち

43 某書状  
〔端裏檢封ウハ書〕  
〔墨引〕

より

尚々、料足之内悪銭御座候は、中々とり申さず候、のこりよき代可  
給候、此外有之者、取不申候、

先度承候米之事、式石分相調申候、代者壹貫四百文つゝ、すつは御寺  
ますのふんにかい申候、たゝし代たかく思召候者、我々可給候間、明日  
源三可申候、御返事に可承候、かしく、

44 督宗紹董書状  
〔端裏ウハ書〕

より

明日十日御ときに、与七殿御同道候て、可御出候、次に有こりたる酒三百  
文、明日早々可給候、恐々頓首、

正月九日

紹董（花押）

45 徹岫宗九入室問答土代

一僧不答、師曰、何不進語、僧云、路従平処嶮、師打曰、一口道着、寔  
一僧云、紫羅抹額紅裾飾腰、師曰、如何是飾腰底、僧云、或乱多少人  
来、師打曰、恁麼々々、

一僧云、礙人荆棘自無根長、師曰、意旨如何、僧云、無風起波、師打  
曰、与麼々々、

一僧云、拍手呵々大笑、師曰、笑箇什麼、僧云、臨濟是非白拈賊、師

云、如何是賊、僧便喝、師曰、好喝道得悟好

一僧云、不誤為臨濟、師曰、意旨如何、僧云、錦裏特石、師曰、如何是  
特石、僧云、関、師打曰、恰好々々、  
〔殿英宗佐〕

46 宗寿書状

昨日まつわかには御返事申候つる、文まいらせ候て、よく御事つて申候つ  
る、さためて申され候へく候、たんはより、のほりまいらせ候よし候、  
あわしゆ下ま丹波なにのよう候やと事にて候、何事候つれ  
とも、一しほの御事、もしなし候はかり、まいらせ候、けなり事候  
は、こなたへ下候はん物と思ひまいらせ候、いかにもくいか、申候  
や、又このくすり、ちと御申候て、給候へく候、ちいかあわされ御入  
候、ことわりと申事にて候事には、一日事あ事いか、御さた  
やと申候へく候、かしく、

〔檢封ウハ書〕 董公

まいる

寿

47 宗寿書状

ちしの事、四日までのひ候ほとに、まつ下まいらせ候、御ちやをちと下  
され候へと、御申候て給候へく候、やかてく、三日四日の中、上まい  
らせ候へく候、やうせんへも、このよし申候へく候、かしく、

〔檢封ウハ書〕 董公

申給へ

寿

48 詩草

烏獲鷲經梁

鷗是芦庵主

蟻其柯群王

涼人炎電濟

下口栗蓬楊

宜月壁疎処

聚星体禁堂

49 某書状

〔同刷〕うちわの御事、御ねん比にうけ給候、御むもしの御事、返々御うれしく思ひまいらせ候、さやうに申候は、正御あつらへ候て給候へく候、まつきりゑをみまいらせ候事にて候か、いか、御入候はんやいしかれはたいとも、一ほん御あつらへ候て給候へく候、二ほん申候て候へとも、一ほんと申候へく候、又たけやへも御出候はんよし、御うれしく思ひまいらせ候、又このやはんはらなとしより給へく候つるも、いづくもわるく候所、<sup>(壊)</sup>ここをさせ給候へく候、御むもしながら、たのみく入まいらせ候、<sup>(瑠深宗禮)</sup>璣もしも悦もし・ゑいもしよりみなくへ事つて申たく候、又藤はつかいたく長候へく候、かしく、<sup>(檢封ウハ書)</sup>董公御りやうさま

申給へ

50 某書状

董まへ

まいる りう

連々、明後日罷下可申候、

御文給候、御うれしく拝見申候、仍上さまあふき被下事、忝御取

合奉憑候、次に明日其方より人出候つれ共、御出可有候、まち申候、早々御出可有候、あなかしく、

より

51 某(御ち)書状

〔便宜〕ひんき御うれしく候て、一ふてとりむかいまいらせ候、けふのめてたをなし御事と、御ひろまいらせ候、この文は、ひとひより御つほねさまからたまわりて候へとも、人のひまなく候て、まいらせ候よくそく、おほしめしより候て、御はつかしくおほしめしよりて申候へく候、まつに文候ほとにかへさせまいらせ候、又御けうへのついでにまいらせ候へく候、御あし二百疋この物にまいらせ候、はなたへ御とり御かへし候は、御うれしく思まいらせ候へく候なたへのひんき候は、いつにてもかへりまいらせ候へく候、かしく、<sup>(董首座)</sup>董首座

〔墨引〕とうしゆそ

御ち

52 (白紙)

53 書状土代

態令啓候、堺与四郎罷上

54 玉叟宗璋書状裏紙

悦公座元禅師侍司

意北軒 宗璋

55 習書

おおくくくくや  
やまけふこえて  
あさきゆめみし  
ゑひもせず  
いろはにほへと

六月十日

宗周

58 書付

上々かないろ  
☒☒☒  
☒☒☒☒

56 某書状

このよ☐御ひろう候てたひ候へく候、又々かしく、  
この二三日、<sup>(用)</sup>よの事候て、こなたへのほりまいらせて候にて御入候  
へ、いかさままいり候て、万御心中申入まいらせ候へく候、なを御ても  
しへ申入まいらせ候へく候、  
<sup>(捺封ウハ書)</sup>  
<sup>(墨引)</sup> 御うへさま

侍しやの御房

☐☐☐

57 宗周(内藤国貞)書状  
<sup>(端裏捺封ウハ書)</sup>  
<sup>(墨引)</sup> 拝呈

董公禪師

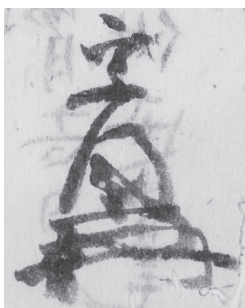
御報

宗☐<sup>(用)</sup>

猶々、東坡集十冊・伝灯十☐<sup>(冊カ)</sup>続伝灯四冊、此分請取申候、晋公上  
洛、可為悦喜候、

先日以来、可被参上候処、東福寺に令逗留、即今令帰宅候、然者三部槌  
請取申候、代の義、我等も不案内に候、不同に候故、難定候、兎角代の  
儀、承かね候、難☐然共、涯分御馳走可申上☐心得給候へく候、跡々の  
書物見分候而、奉行候へく候、万期面談候、恐惶謹言、

花押一覽



8



10



13



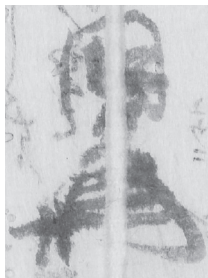
14



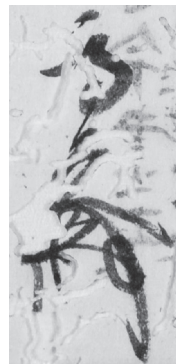
15



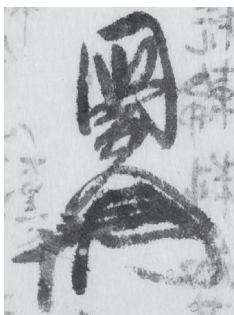
17



18



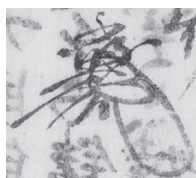
19



23



25



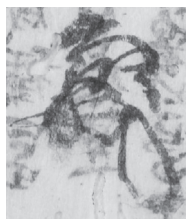
31



35



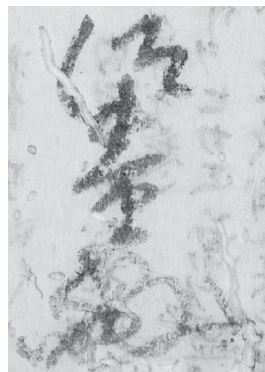
37



39



40



44